

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導又は学級経営において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に10年以上あること。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、第8条に定めるエキスパート教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は、3年間とする。

- 2 エキスパート教員に認定された教諭が教頭に昇任した場合は、認定期間中であっても認定を解除する。
- 3 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命され、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。
- 4 エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長
 - (2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会（市町村の組合立の学校にあつては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。）の教育長（以下「市町村教育長」という。）
- 2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書（別紙様式1～3）を提出してしなければならない。
 - 3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。

(選考委員会の設置等)

第8条 エキスパート教員選考委員会の委員は、鳥取県教育委員会事務局教育次長、同次長、同小中学校課長、同特別支援教育課長、同高等学校課長に加え、次に掲げる者のうちから、9人を超えない範囲内で県教育委員会が委嘱する。

- (1) 市町村教育委員会の代表者
 - (2) 県立学校長会及び市町村立学校長会の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）
- 2 県教育委員会は、第5条第2項の意見聴取に際しては、選考委員会の委員による会議を開催するものとする。
 - 3 会議は、選考委員会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の運営に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。